

心臓血管外科専門医と外科専門医の連動更新手続きについて

心臓血管外科専門医を取得している場合、外科専門医の更新手続きを簡略化し、認定期限を同じ時期まで延長（連動更新）することができます。COVID-19 に係る特別措置で認定期限が 1 年延長した場合についても、同様に外科専門医を延長できることとして了解を得ています。

ただし、両専門医のデータは自動的にはリンクされませんので、心臓血管外科専門医、外科専門医でそれぞれに更新手続き（申告）は必須となり、所定の期間内に手続きがされていない場合は失効となってしまいます。

ご留意の程、よろしくお願ひ申し上げます。

外科専門医の更新に関するお知らせ（外科学会 HP）

https://jp.jssoc.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=10

「更新業務のお知らせ」→「II. サブスペシャルティ外科専門医を取得済みの場合」を参照

外科専門医の更新に関する詳細は、上記ページをご覧下さい。

ただし、外科専門医、心臓血管外科専門医のそれぞれの認定期限によって必要な手続きが異なるため、全専門医は以下の案内からご自身に必要な手続きを確認して下さい。

案内 1

【特別措置による認定期限 1 年延長を希望されない方】

および

【すでに特別措置による 1 年延長を受けている方】

通常の心臓血管外科専門医更新手続きまたは通常の猶予手続きをお取り下さい。

外科専門医の更新についても、従来通りとなります。

案内 2

【特別措置による認定期限 1 年延長をこれから希望される方】

次の表に従って、該当の手続きをお取り下さい。

※次ページ参照

外科専門医の更新が本年の方

i) 外科専門医の更新が本年 かつ 心臓血管外科専門医の当初の更新年が本年の場合

詳細	<ul style="list-style-type: none">・心血専門医の手続き【不要】 最終判定終了後（1月以降）に延長証明書を送付します。	<ul style="list-style-type: none">・外科専門医の手続き【要1回】 1年延長前の認定証を提出すること 延長適用の確認は外科学会と心血機構事務局間で行います。

ii) 外科専門医の更新が本年 かつ 心臓血管外科専門医の当初の更新年が来年以降の場合

詳細	<ul style="list-style-type: none">・心血専門医の手続き【不要】 ただし、当初の更新年になるまで1年延長は適用されないため、現時点では証明書は送付されません。	<ul style="list-style-type: none">・外科専門医の手続き【要2回】 1年延長前の認定証を提出すること 現在お持ちの心臓血管外科専門医認定証を使用して連動更新を行って下さい。 ⇒同じ期限まで外科専門医が延長されますので、その後、心臓血管外科専門医の更新年になったら1年延長の適用を受けるとともに、もう一度（追加1年分）外科専門医の連動更新手続きを行って下さい。

外科専門医の更新が来年以降の方

iii) 外科専門医の更新が来年以降 かつ 心臓血管外科専門医の当初の更新年が本年の場合

詳細	<ul style="list-style-type: none">・心血専門医の手続き【不要】 最終判定終了後（1月以降）に延長証明書を送付します。	<ul style="list-style-type: none">・外科専門医の手続き 【来年度以降に要1回】 更新該当年になったら、心臓血管外科専門医の1年延長証明書もしくは更新済みの認定証を用いて連動更新手続きを行って下さい。

iv) 外科専門医の更新が来年以降 かつ 心臓血管外科専門医の当初の更新年が来年以降の場合

詳細	<ul style="list-style-type: none">・心血専門医、外科専門医ともに【今年度中に取るべき手続きはなし】 ただし、当初の更新年になるまで1年延長は適用されないため、現時点では証明書は送付されません。 心臓血管外科専門医と外科専門医の更新時期が異なる場合は、上のいずれか該当する項目を参考して備えて下さい。	